

議第24号

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成26年 2 月14日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市土地利用審査会条例の一部を改正する条例  
京都市土地利用審査会条例の一部を次のように改正する。

第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しないときの審査会は、  
市長が招集する。

第 4 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、会長及びその職務を代理する者が在任しない場合において、 4  
人以上の委員が出席したときは、この限りでない。

第 4 条を第 6 条とし、第 3 条を第 5 条とし、第 2 条を第 3 条とし、同条の  
次に次の 1 条を加える。

(秘密を守る義務)

第 4 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退い  
た後も、同様とする。

第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(委員の定数)

第 2 条 審査会の委員の定数は、 7 人以内とする。

附 則

この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

京都市土地利用審査会の委員の定数の上限を定める等の必要があるので提案する。